

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月8日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 辰 野 温

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
同 星 千奈津

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型 米ドル建てクラス
(Premium Funds
- Wealth Core Portfolio Advanced Type Class USD Unit)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の金
額】 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。
() 当初申込期間
プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型
米ドル建てクラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。
() 継続申込期間
プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型
米ドル建てクラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2018年
2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米
ドル=107.37円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月8日以降、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア債券ファンドのすべての受益証券、およびウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て承継機能付受益証券とのスイッチングが可能となるため、2018年4月18日に提出した有価証券届出書（2018年5月16日および2018年8月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）に記載の表現等を一部更新するため、また、その他の関係情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートをを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（注）下線および傍線部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

管理会社の概要

（八）資本金の額

<訂正前>

2018年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億1,498万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,626円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 131.28円）による。

<訂正後>

2018年10月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億9,946万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,569円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 128.43円）による。

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

2018年6月1日以降、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型およびグローバル・コア株式ファンドのそれぞれの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券とのスイッチングを行うことができる（注：インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。）。

（後略）

<訂正後>

（前略）

プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、グローバル・コア株式ファンドおよびグローバル・コア債券ファンドのあらゆるクラス受益証券とのスイッチングを行うことができる（注：インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。）。

（後略）

（３）運用体制

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドの実質的な運用は、投資先ファンドの投資顧問会社および副投資顧問会社のグローバル・ポートフォリオ・ソリューションズ（GPS）によって行われる。グローバル・ポートフォリオ・ソリューションズ（GPS）は、マルチ・アセット・ソリューションを提供する運用チームで、ファイナンス理論、数学、物理学、工学、法学、コンピュータ・サイエンス、年金数理など各分野の専門家を配している。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行っている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドの実質的な運用は、投資先ファンドの投資顧問会社および副投資顧問会社のグローバル・ポートフォリオ・ソリューションズ（GPS）によって行われる。GPSは、マルチ・アセット・ソリューションを提供する運用チームで、ファイナンス理論、数学、物理学、工学、法学、コンピュータ・サイエンス、年金数理など各分野の専門家を配している。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行っている。

（後略）

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

サブ・ファンドに固有のリスク

(中略)

運用実績 サブ・ファンドは、運用実績を有さず、投資運用会社の過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

サブ・ファンドに固有のリスク

(中略)

運用実績 サブ・ファンドは、限られた運用実績しか有さず、投資運用会社およびサブ・ファンドの過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

(後略)

(3) リスクに関する参考情報

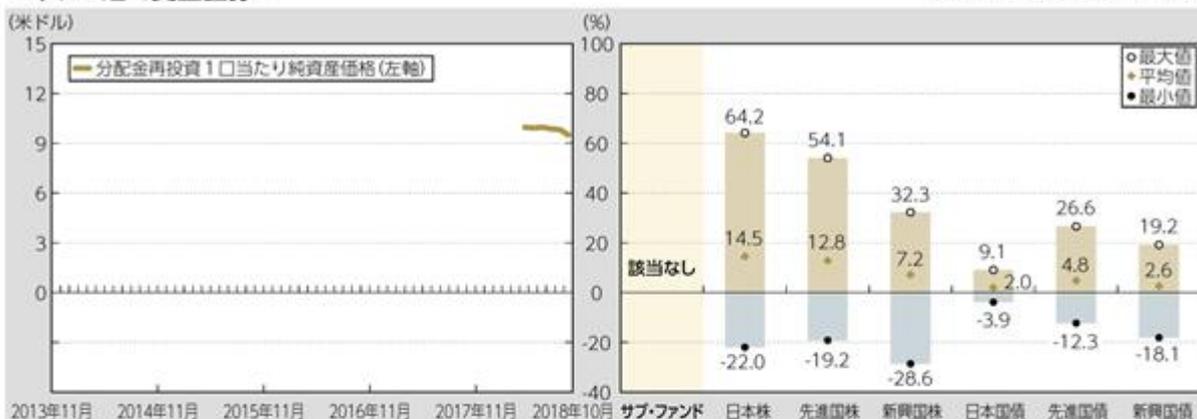
以下の内容に更新されます。

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクを理解するための情報の一つとして利用されたい。

サブ・ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移	サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較
2013年11月～2018年10月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。（ただし、サブ・ファンドは2018年5月24日から運用を開始したため、年間騰落率および2018年5月23日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されない。）	左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。（ただし、サブ・ファンドは2018年5月24日から運用を開始したため、年間騰落率は算出されない。）

<米ドル建て受益証券>

(2013年11月～2018年10月)



出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・満田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- ・ 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格はサブ・ファンドの1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ・ 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ 代表的な資産クラス間の年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・ サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

・ 代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX(配当込み)
 先進国株……………ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
 新興国株……………S&P新興国総合指数
 日本国債……………BBGパークレイズE1年超日本国債指数
 先進国債……………FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債……………FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、サブ・ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスです。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4 手数料及び税金

(3) スイッチング手数料

<訂正前>

海外におけるスイッチング手数料

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限3%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

(注)受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

日本におけるスイッチング手数料

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1.08% (税抜1.00%) が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

スイッチング手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびにスイッチングに関する事務手続の対価である。

(注)受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

<訂正後>

海外におけるスイッチング手数料

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が賦課される。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限3%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

(注) 受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

日本におけるスイッチング手数料

スイッチング手数料は、課せられない。

(6) 課税上の取扱い

日本

<訂正前>

2018年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

2018年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

5 運用状況

以下の内容に更新されます。

サブ・ファンドは2018年5月24日に運用を開始しており、その運用状況は以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2018年10月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	49,853,641.46	100.10
現金その他の資産(負債控除後)		- 47,677.51	- 0.10
合計 (純資産価額)		49,805,963.95 (約5,641百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.26円)による。以下「5 運用状況」において同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2018年10月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	

Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V- Goldman Sachs Global Absolute Return Portfolio I USD ACC	ルクセンブルグ	投資法人	501,293.529	103.59	51,927,912.69	99.45	49,853,641.46	100.10
---	---------	------	-------------	--------	---------------	-------	---------------	--------

投資不動産物件(2018年10月末日現在)

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの(2018年10月末日現在)

該当事項なし。

(3) 運用実績

純資産の推移

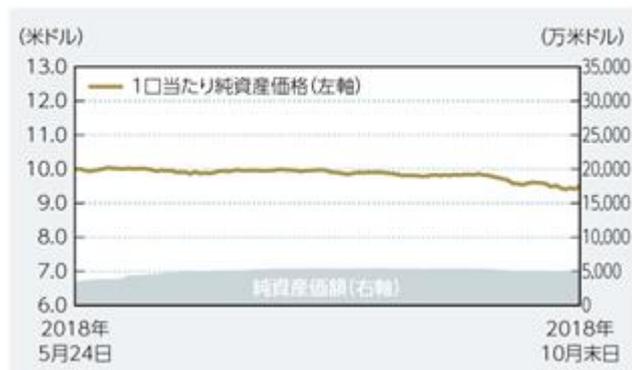
サブ・ファンドの2018年5月24日(運用開始日)から2018年10月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2018年5月末日	37,964,427.16	4,299,851,020	9.96	1,128
6月末日	50,206,080.43	5,686,340,670	9.92	1,124
7月末日	53,956,886.70	6,111,156,988	9.97	1,129
8月末日	53,935,154.95	6,108,695,650	9.87	1,118
9月末日	53,516,351.46	6,061,261,966	9.83	1,113
10月末日	49,805,963.95	5,641,023,477	9.51	1,077

< 参考情報 >

純資産の推移

(2018年5月24日(運用開始日)～2018年10月末日)



（注）上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではない。

以下同じ。

分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

サブ・ファンドの2018年5月24日（運用開始日）から2018年10月末日までの期間における収益率は、以下のとおりである。

期間	収益率 ^(注)
2018年5月24日 ～2018年10月末日	-4.90%

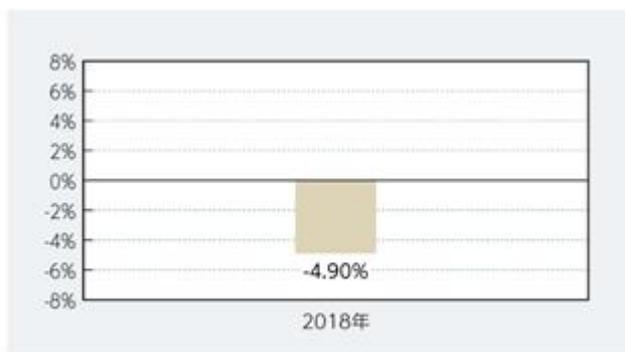
（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝2018年10月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当初募集価格（10米ドル）

<参考情報>

収益率の推移



（注1）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2018年については2018年10月末日における1口当たり純資産価格

b＝当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配額の額）（ただし、2018年については、当初募集価格である10米ドル）

（注2）2018年については2018年5月24日（運用開始日）から同年10月末日までの収益率を表示している。

（4）販売及び買戻しの実績

サブ・ファンドの下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2018年10月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年5月24日 ～2018年10月末日	5,567,489.860 (5,567,489.860)	332,516.922 (332,516.922)	5,234,972.938 (5,234,972.938)

（注1）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注2）販売口数は、当初募集期間に販売された口数を含む。

第2 管理及び運営

3 スイッチング手続等

<訂正前>

(1) 海外におけるスイッチング

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型およびプレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）にかかる信託証書補遺または英文目論見書に定められているスイッチング先サブ・ファンドに適用される制限もしくは条件または管理会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上行う決定に従い、受益者は、2018年6月1日以降、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券の全部または一部を、スイッチング先サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券または円建て（ヘッジあり）クラス受益証券にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

スイッチング請求は、スイッチング元サブ・ファンドの買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの買付申込みを一括して行う取引として処理される。

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のスイッチング元サブ・ファンドの純資産価額の上限3%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社および/または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先サブ・ファンドの受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV1 \times C}{NAV2}$$

- A : スwitching後のスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B : スwitching前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C : スwitching元サブ・ファンドにかかる受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1 : スwitching元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2 : スwitching先サブ・ファンドの適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻日に受領される買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

受益証券のスイッチングには、税金が課されることがある。受益者は、スイッチングに課される税金について、自己の税務アドバイザーに相談するべきである。管理会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項に記載される状況下において、一または複数のサブ・ファンドの受益証券についてスイッチングを一時停止する権利を留保する。

スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストとの間でのスイッチングを行うことはできない。

（2）日本におけるスイッチング

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。また、管理会社は、日本における販売会社または販売取扱会社と協議の上、スイッチングの取扱いを停止する場合がある。

スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）販売取扱会社で別途定める単位で行うことができる。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先サブ・ファンドの受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2} \quad \text{〔注1〕〔注2〕}$$

- A： スイッチング後のスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B： スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C： スイッチング元サブ・ファンドにかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1： スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2： スイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

〔注1〕異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

〔注2〕当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

2018年6月1日以降、スイッチング先サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券または円建て(ヘッジあり)クラス受益証券との間でのスイッチングを行うことができる。同一通貨間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。ただし、異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストとの間でのスイッチングを行うことはできない。

前記「(1) 海外におけるスイッチング」の記載は、適宜、日本におけるスイッチングにも適用されることがある。

<訂正後>

(1) 海外におけるスイッチング

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンドおよびプレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）にかかる信託証書補遺または英文目論見書に定められているスイッチング先サブ・ファンドに適用される制限もしくは条件または管理会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上行う決定に従い、受益者は、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券の全部または一部を、スイッチング先サブ・ファンドのあらゆるクラス受益証券（以下「スイッチング先クラス受益証券」という。）にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

スイッチング請求は、スイッチング元サブ・ファンドの買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先クラス受益証券の買付申込みを一括して行う取引として処理される。

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング通知を受領した日時に入手できる直近のスイッチング元サブ・ファンドの純資産価額の上限3%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社および/または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先クラス受益証券の受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV1 \times C}{NAV2}$$

- A : スイッチング後のスイッチング先クラス受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B : スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C : スイッチング元サブ・ファンドにかかる受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1 : スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2 : スイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻日に受領される買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先クラス受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

受益証券のスイッチングには、税金が課されることがある。受益者は、スイッチングに課される税金について、自己の税務アドバイザーに相談すべきである。管理会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項に記載される状況下において、一または複数のサブ・ファンドの受益証券についてスイッチングを一時停止する権利を留保する。

スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストの受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。

（2）日本におけるスイッチング

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先クラス受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。また、管理会社は、日本における販売会社または販売取扱会社と協議の上、スイッチングの取扱いを停止する場合がある。

スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、（ ）受益者とその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）販売取扱会社で別途定める単位で行うことができる。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先クラス受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2} \quad \text{〔注1〕〔注2〕}$$

- A： スイッチング後のスイッチング先クラス受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B： スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C： スイッチング元サブ・ファンドにかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1： スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
- NAV 2： スイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先クラス受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

〔注1〕スイッチング手数料は課せられない。

〔注2〕当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

スイッチング先サブ・ファンドのあらゆるクラス受益証券とのスイッチングを行うことができる。スイッチングは、手数料なしで行うことができる。スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストの受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。

前記「(1) 海外におけるスイッチング」の記載は、適宜、日本におけるスイッチングにも適用されることがある。

第3 ファンドの経理状況

スイッチング先サブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオおよびグローバル・コア株式ファンドの経理状況

<訂正前>

（前略）

日本文の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 107.37円

<訂正後>

（前略）

日本文の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 107.37円

（注1）新たにスイッチング先サブ・ファンドとなるグローバル・コア債券ファンドの経理状況

サブ・ファンドは、グローバル・コア債券ファンドの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券とのスイッチングも行うことができる。ただし、グローバル・コア債券ファンドの運用開始（設定日）は2019年2月8日であり、2019年2月8日現在、財務書類はまだ作成されていないため、経理状況を記載することができない。

（注2）新たにスイッチング先クラス受益証券となるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て承継機能付クラスの経理状況

サブ・ファンドは、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て承継機能付クラス受益証券とのスイッチングも行うことができる。ただし、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て承継機能付クラスの運用開始（設定日）は2018年5月24日であり、ウェルス・コアポートフォリオの第一および第二会計年度の財務書類の中に当該クラスの情報は含まれていない。

スイッチング先サブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオおよびグローバル・コア株式ファンドの経理状況

<訂正前>

（前略）

日本文の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 108.70円

<訂正後>

（前略）

日本文の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記され

ている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 108.70円

(注) 新たにスイッチング先サブ・ファンドとなるグローバル・コア債券ファンドの経理状況

サブ・ファンドは、グローバル・コア債券ファンドの米ドル建て受益証券および円建て(ヘッジあり)受益証券とのスイッチングも行うことができる。ただし、グローバル・コア債券ファンドの運用開始(設定日)は2019年2月8日であり、2019年2月8日現在、財務書類はまだ作成されていないため、経理状況を記載することができない。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

<訂正前>

2018年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約7億1,498万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,626円)の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

(後略)

<訂正後>

2018年10月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,946万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,569円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 128.43円)による。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

(後略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

2018年2月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2018年2月末日現在)

分類		内訳
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て： 3,763,314,604米ドル
		ユーロ建て： 8,280,277ユーロ
		日本円建て： 1,245,670,747,038円
		豪ドル建て： 1,740,436,433豪ドル
		ニュージーランド・ドル建て： 540,248,852ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建て： 61,339,480カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。

<訂正後>

(前略)

2018年10月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2018年10月末日現在)

分類		内訳
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て： 3,494,511,605米ドル
		ユーロ建て： 7,369,757ユーロ
		日本円建て： 1,068,680,440,209円
		豪ドル建て： 1,863,864,999豪ドル
		ニュージーランド・ドル建て： 672,886,254ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建て： 60,362,377カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。

別紙 B

投資先ファンドの概要

< 訂正前 >

(前略)

投資目的	投資先ファンドの投資方針は、株式、株式関連証券、債券、債券関連証券、および金融デリバティブまたは金利、クレジット、通貨およびコモディティ指数に関するその他の商品、ならびにその他の投資可能商品（すなわち、譲渡可能証券、短期金融商品、投資可能ファンドの受益証券、預金、金融デリバティブ商品、ならびに投資先ファンドが2010年法、投資先ファンドの投資目的および投資方針に従い投資することが可能であるその他の投資対象）への <u>3年周期</u> での投資のポートフォリオからの <u>3年周期</u> での絶対収益（アブソリュート・リターン）を達成することを目指す。絶対収益は、絶対に（必ず）収益を上げるという保証ではない。
------	---

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

投資目的	投資先ファンドの投資方針は、株式、株式関連証券、債券、債券関連証券、および金融デリバティブまたは金利、クレジット、通貨およびコモディティ指数に関するその他の商品、ならびにその他の投資可能商品（すなわち、譲渡可能証券、短期金融商品、投資可能ファンドの受益証券、預金、金融デリバティブ商品、ならびに投資先ファンドが2010年法、投資先ファンドの投資目的および投資方針に従い投資することが可能であるその他の投資対象）への投資のポートフォリオからの <u>3年の計測期間</u> での絶対収益（アブソリュート・リターン）を達成することを目指す。絶対収益は、絶対に（必ず）収益を上げるという保証ではない。
------	---

(後略)